



平成 22 年 3 月 1 日

各 位

会 社 名： 株式会社レグス
代 表 者 名： 代表取締役社長 内川 淳一郎
(J A S D A Q ・ コード番号 4286)

問 合 せ 先

役 職 ・ 氏 名： 管理担当執行役員 中矢 猛

電 話： 03-3408-3090

定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 1 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 3 月 25 日開催予定の第 22 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社が上場している株式会社ジャスダック証券取引所の「上場会社の企業行動に関する規範」において、「監査役会」および「会計監査人」を置くものとされたため、監査役の員数を 2 名以内から 3 名以上に変更し、新たに「監査役会」と「会計監査人」を新設するものであります。あわせて、補欠監査役の予選の有効期間について、選任手続きの煩雑さを勘案し、選任決議の効力を 4 年とするものであります。

また、これらに対応するため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年 3 月 25 日

定款変更の効力発生日 平成22年 3 月 25 日

以 上

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>取締役会</u> 、 <u>監査役</u> を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関</u> を置く。 <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 25 条 (条文省略)	第 5 条～第 25 条 (現行どおり)
第 5 章 監査役	第 5 章 監査役および監査役会
(員数)	(員数)
第 26 条 当社は、監査役 <u>2名以内</u> を置く。	第 26 条 当社は、監査役 <u>3名以上</u> を置く。
第 27 条 (条文省略)	第 27 条 (現行どおり)
(補欠監査役の選任)	(補欠監査役の選任)
第 28 条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ② 前項の選任については、第 27 条第 2 項に定める規定を準用する。 ③ 第 1 項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 ④ 第 1 項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、 <u>選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間</u> とする。	第 28 条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ② 前項の選任については、第 27 条第 2 項に定める規定を準用する。 ③ 第 1 項の定めにより予め選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 ④ 第 1 項の定めにより予め選任された補欠監査役の選任の効力は、 <u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまで</u> とする。
第 29 条 (条文省略)	第 29 条 (現行どおり)
(新設)	(常勤の監査役)
	第 30 条 <u>監査役会</u> は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。
(新設)	(監査役会の招集)
	第 31 条 <u>監査役会の招集通知</u> は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② <u>監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>
(新設)	(監査役会規程)
	第 32 条 <u>監査役会の運営その他に関する事項</u> については、法令、定款に定めるほか監査役会で定める監査役会規程による。
第 30 条～第 31 条 (条文省略)	第 33 条～第 34 条 (現行どおり)
(新設)	第 6 章 会計監査人
(新設)	(選任方法)
	第 35 条 <u>会計監査人</u> は、株主総会の決議によって選任する。

	<p>(任期)</p> <p><u>第 36 条</u> 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第 37 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p><u>第 38 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p>第 6 章 計算</p> <p>第 32 条～第 36 条（条文省略）</p>	<p>第 7 章 計算</p> <p>第 39 条～第 43 条（現行どおり）</p>

以上